

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月26日

【事業年度】 第38期(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社テー・オー・ダブリュー

【英訳名】 TOW CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)
江 草 康 二

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員管理本部長 木 村 元

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員管理本部長 木 村 元

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
売上高 (千円)	12,551,782	10,538,709	13,935,339	12,346,178	12,188,866
経常利益 (千円)	635,297	336,864	987,829	864,939	1,035,458
当期純利益 (千円)	314,595	128,602	508,437	428,992	638,336
包括利益 (千円)		227,714	438,446	463,852	659,868
純資産額 (千円)	5,078,519	4,958,188	5,193,920	5,285,727	5,644,466
総資産額 (千円)	8,396,182	7,392,310	9,389,684	8,756,677	8,979,677
1株当たり純資産額 (円)	440.98	434.83	455.58	463.29	511.64
1株当たり当期純利益 (円)	27.33	11.24	44.61	37.64	57.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					57.56
自己資本比率 (%)	60.5	67.1	55.3	60.3	62.7
自己資本利益率 (%)	6.1	2.6	10.0	8.2	11.7
株価収益率 (倍)	17.75	39.69	11.72	15.99	11.97
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	790,896	270,122	229,656	1,491,928	86,137
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	150,685	200,456	67,417	29,177	118,342
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	372,070	385,487	205,192	376,458	314,469
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,210,653	1,894,832	1,392,565	2,478,857	2,196,593
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	173 [32]	158 [22]	144 [20]	149 [18]	159 [20]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

3 第34期・35期・36期及び第37期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成22年 6月	平成23年 6月	平成24年 6月	平成25年 6月	平成26年 6月
売上高 (千円)	12,294,016	10,033,798	13,537,027	11,785,589	11,642,615
経常利益 (千円)	634,538	315,350	796,064	763,651	927,459
当期純利益 (千円)	347,862	141,772	413,124	424,958	625,373
資本金 (千円)	948,994	948,994	948,994	948,994	948,994
発行済株式総数 (株)	12,242,274	12,242,274	12,242,274	12,242,274	12,242,274
純資産額 (千円)	5,003,393	4,897,539	5,035,902	5,123,674	5,469,451
総資産額 (千円)	8,188,428	7,178,968	9,123,294	8,519,859	8,659,000
1株当たり純資産額 (円)	434.57	429.61	441.72	449.07	495.72
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	32.00 (16.00)	21.00 (16.00)	32.00 (13.00)	28.00 (14.00)	28.00 (14.00)
1株当たり当期純利益 (円)	30.22	12.39	36.25	37.29	56.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					56.39
自己資本比率 (%)	61.1	68.2	55.2	60.1	63.0
自己資本利益率 (%)	6.9	2.9	8.3	8.4	11.8
株価収益率 (倍)	16.05	36.00	14.43	16.15	12.22
配当性向 (%)	105.9	169.5	88.3	75.1	49.5
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	146 [20]	130 [14]	125 [13]	123 [15]	130 [14]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

3 第34期・第35期・第36期及び第37期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

当社(形式上の存続会社、旧株式会社イベント企画、昭和55年2月26日設立、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額500円)は、平成10年7月1日を合併期日として、株式会社テー・オー・ダブリュー(実質上の存続会社、昭和51年7月6日に有限会社として設立、平成元年3月14日に株式会社に改組、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額50,000円)を合併し、商号を株式会社テー・オー・ダブリューに変更いたしました。

この合併は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの株式における額面金額の変更を目的としたものであり、合併により、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態にあり、合併におきましては実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの事業を全面的に継承しております。従いまして、実質上の存続会社は被合併会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューでありますから、特段の記述がない限り、合併期日までは実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの期数を継承し、平成10年7月1日より始まる事業年度を、第23期としております。

年月	事項
昭和51年7月	販売促進の企画、コンサートの企画等を目的とし、有限会社テー・オー・ダブリューを東京都千代田区に資本金200万円で設立し、代表取締役に川村治が就任。
昭和56年1月	ソニー株式会社のウォークマン発売のキャンペーンを株式会社博報堂より受注。以降株式会社博報堂との継続的取引を開始。
平成元年3月	有限会社テー・オー・ダブリューから株式会社テー・オー・ダブリュー(資本金5百万円)に改組。
平成元年3月 平成5年6月	本店を、東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビルに移転。 株式会社博報堂の各部署をはじめ、株式会社博報堂プロス、株式会社電通、株式会社東急エージェンシー、株式会社旭通信社、株式会社読売広告社、株式会社大広、株式会社朝日広告社、株式会社マッキャンエリクソン、凸版印刷株式会社、株式会社ジェイアール東日本企画等へ営業活動を拡大。
平成5年7月	東京都都制施行50周年記念式典の企画運営業務を受託。
平成6年5月	シーガイアオープニングセレモニーを、春、夏、秋に実施、企画運営業務を受託。
平成7年11月	Windows95発売キャンペーンを受託。
平成8年4月	大阪支社開設。関西地区への営業活動を本格的に開始。
平成8年8月	特定建設業(内装仕上工事業：東京都知事登録)の登録。
平成9年11月	東京湾アクアライン開通記念式典(木更津)の企画、運営を受託。
平成10年2月	冬季長野オリンピックのトーチリレー(聖火リレー)の関東地区の運営、並びに公式スポンサー日本コカ・コーラ株式会社の白馬会場ブースの運営を受託。
平成10年6月 平成10年7月	一般建設業(とび土工工事業：東京都知事登録)の登録。 額面変更を目的とし、当社の100%子会社である株式会社イベント企画と合併(当社は実質上の存続会社)。
平成10年8月 平成11年5月	夏季国民体育大会の開催式典、並びに秋季大会の開催式典の企画、運営を受託。 しまなみ海道(本四架橋三原～今治ルート)開通記念式典及び関連行事の企画運営、くまの博の全体運営を受託。
平成12年7月 平成12年12月	イベント制作会社としては初めて日本証券業協会へ店頭登録。 ISO14001を認証取得。
平成13年1月	「TOWイベントプランナーズスクール」を開講。
平成13年5月	本店を、東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビルへ移転。
平成14年1月	株式会社ユニワンコミュニケーションズと業務提携及び資本提携。
平成14年3月	当社の100%連結子会社株式会社ティー・ツー・クリエイティブ設立。
平成15年1月	大阪支社を、大阪市北区西天満六丁目1番2号に移転。
平成16年11月	I S M S(情報セキュリティーマネジメントシステム)の認証を取得。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	愛知万博の各種パビリオンの企画・演出・運営を受託。
平成17年7月	名古屋支社開設。東海地区への営業活動を本格的に開始。
平成17年8月	Pマーク(プライベートマーク)の認証を取得。
平成17年11月	viZoo社より新映像技術「Free Format」のイベントにおける独占販売権、日本国内でのすべての実施施工の独占実行(制作)権を取得。
平成19年6月	東京証券取引所市場第二部へ上場。
平成20年6月	東京証券取引所市場第一部指定。
平成21年5月 平成22年2月	本店を東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイスへ移転。 ジェイコムホールディングス株式会社と業務提携及び資本提携。

年月	事項
平成23年7月 平成25年9月 平成25年10月	大阪支社を関西支社に名称変更。 代表取締役役に江草康二が就任。 本店ビル名が神谷町セントラルプレイスからヒューリック神谷町ビルに変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社(株式会社ティー・ツー・クリエイティブ、株式会社ソイル)により構成されており、イベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びセールスプロモーションに関するグッズ・印刷物の制作並びにそれに付帯する業務を行っております。

業務の内容と業務フロー

()メディアとしてのイベントの位置づけ

イベントは、企業や行政が直接対象者(来場者)とふれあうダイレクト・コミュニケーション、パーソナル・コミュニケーションとしてのメディアであります。その目的は主催者(企業や行政)が意図すること(企業のイメージアップ、行政目的としてのキャンペーン、業務内容の周知、商品の認知、販売促進)を的確に伝え印象に残すことであります。

()イベントの企画から本番実施まで

イベントは、主催者が何らかの目的(対象者に情報を発信したいとの意図)を持った時点で案件が発生いたします。

当社は、主催者よりその目的についての説明を受け、企画の作成に入ります。その後、幾度かのミーティングを繰り返すことにより、当初の企画書から基本計画書、実施計画書、詳細計画書へと段階的に移行し、最終的には進行台本、施工図面、タイムスケジュール表となり、各種資料に従い舞台作りやリハーサルが行われ、イベント当日を迎えます。

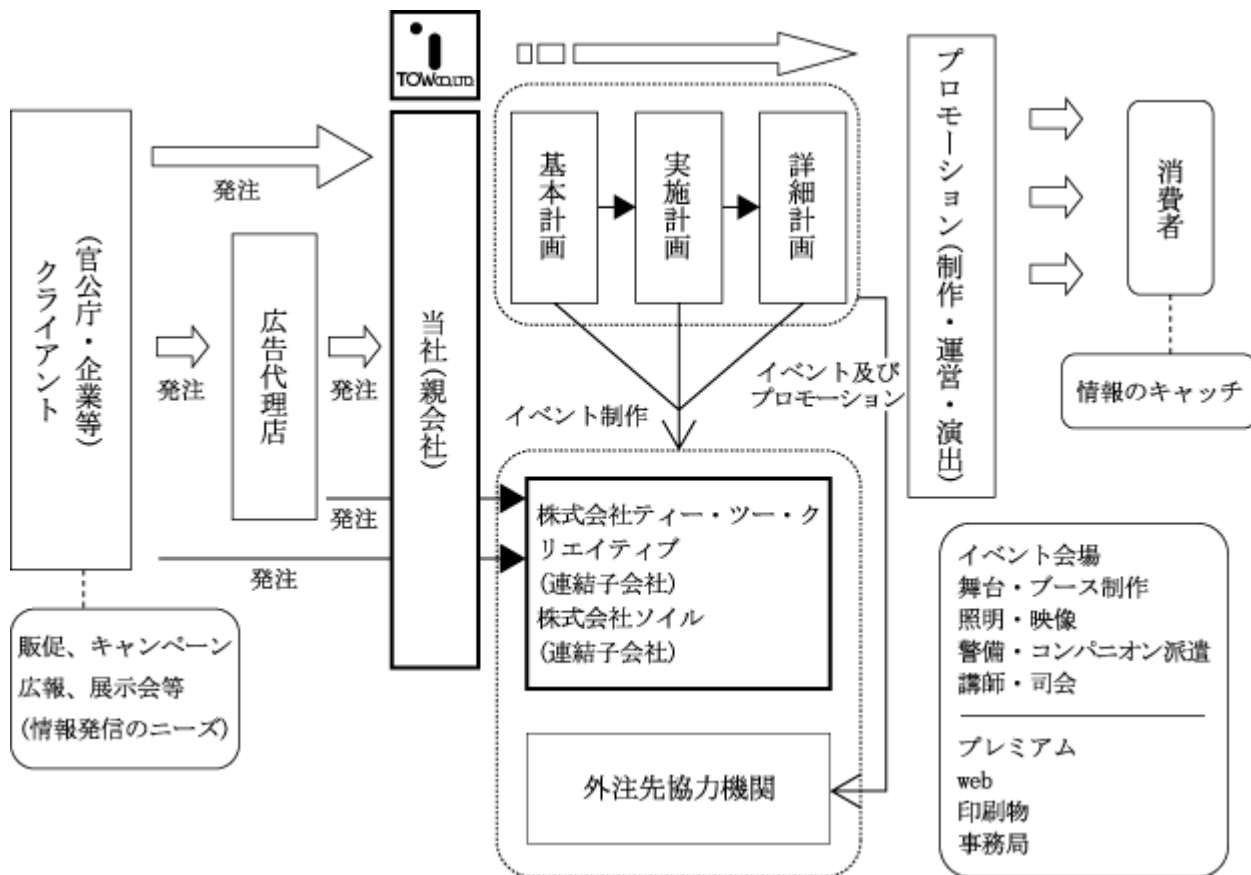
()当社の業務範囲

当社は、イベントの場合、上記の企画からイベント本番までを受注し、「企画」・「制作」・「運営」・「演出」をいたしますが、実際のイベント現場では多くの業務があります。すなわち、照明、音響、映像、舞台制作、モデル・コンパニオン・警備員の派遣、整理、撤収、清掃等種々雑多の業務があり、これらの専門業者を外注先として業務ごとに発注し、イベント全体をトータルにディレクション、プロデュースすることで主催者の意図することを来場者に伝えることが当社の業務であります。

なお、株式会社ティー・ツー・クリエイティブは、このうちイベントの「制作」・「運営」を、株式会社ソイルはイベントの「演出」及び「映像制作」を行っております。

またプロモーションの場合は企画、デザイン、制作が主な業務ですが、印刷、プレミアム、グラフィックデザイン、事務局運営、OOH、Web制作等の業務があり、イベント同様トータルにディレクション・プロデュースし、安全・確実に納品することが当社の業務であります。

これを図示すると次のとおりであります。



当社の制作するイベントをカテゴリー別に分類すると下表のとおりとなります。

カテゴリー	内容
販促	企業が販売促進活動の中で行うキャンペーン、催事
広報	行政機関の広報イベント、企業の報道機関等への発表会
博展	博覧会、展示会、見本市
制作物	印刷物、ポスター等のノベルティ、グッズ
文化 / スポーツ	企業が行う冠催事、スポーツ大会、行政・団体が行う文化催事、スポーツ

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ(注)	東京都港区	100,000	イベント制作・ 運営・演出	100.0	当社が受注したイベントの 制作を行っております。 役員の兼任3名
株式会社ソイル	東京都港区	50,000	イベント演出・ 映像制作	100.0	当社が受注したイベントの 演出・映像制作を行って おります。 役員の兼任3名

(注) 当該子会社は、特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

(平成26年6月30日現在)

事業部門の名称	従業員数(人)
制作・営業部門	146 (15)
管理部門	13 (5)
合計	159 (20)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成26年6月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
130 (14)	33.1	6.8	6,546,327

事業部門の名称	従業員数(人)
制作・営業部門	118 (10)
管理部門	12 (4)
合計	130 (14)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済対策や金融政策等により、企業収益・個人消費が持ち直していることから、景気は緩やかに回復しつつあります。

当社グループの属する広告業界におきましては、平成25年（1月～12月）の国内総広告費が5兆9,762億円（前年比1.4%増：㈱電通「日本の広告費」平成26年2月発表による。）と、2年連続で前年実績を上回りました。大手広告代理店の平成25年（1月～12月）の売上高につきましても、微増ながら2年連続で上昇いたしました（「広告と経済」平成26年2月21日発行による。）、平成26年1月以降（1月～6月）の売上高につきましては、一部の広告代理店の売上高が前年比で減少に転じるなど（「広告と経済」平成26年8月1日発行による。）、弱含みに推移しました。

このような事業環境の中、当社といたしましては上半期につきましては、重要顧客にフォーカスした営業活動や、収益力の向上などにより筋肉質な企業になるための施策を実施してまいりました。下半期につきましても収益力の向上努力や販管費の効率化に努めました。

また、平成24年11月に判明した不適切な会計処理の調査過程において発見され、仮受金として計上しておりました37百万円の不明入金につきまして、一定期間が経過し今後返還請求がなされる可能性が低いと判断し、特別利益として計上いたしました。その結果、平成26年7月31日に業績予想の上方修正を行いました。

以上のことにより、当連結会計年度の売上高は121億88百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は10億26百万円（同20.7%増）、経常利益は10億35百万円（同19.7%増）、当期純利益は6億38百万円（同48.8%増）となりました。

< カテゴリー別概況 >

(文化 / スポーツ)

当連結会計年度は、ソチオリンピック関連や国体関連の案件を受注したこと等により、売上高は2億24百万円(前連結会計年度比142.9%の売上増)となりました。

(広報)

当連結会計年度は、大手食品メーカーなどから周年イベントを受注したこと等により、売上高は37億96百万円(前連結会計年度比0.6%の売上増)となりました。

(販促)

当連結会計年度は、官公庁からの物産展案件の受注や大手自動車メーカーのプロモーション活動が比較的好調に推移したこと等により、売上高は69億33百万円(前連結会計年度比1.0%の売上増)となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、大手コンビニエンスストアの店頭プロモーションの受注は比較的好調に推移しましたが、商業施設や大手飲料メーカーからの受注が減少したこと等により、売上高は11億42百万円(前連結会計年度比21.3%の売上減)となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、売上高は91百万円(前連結会計年度比14.0%の売上減)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ2億82百万円減少し、当連結会計年度末は21億96百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は86百万円(前年同期は14億91百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が10億78百万円、その他の流動負債の増加額が2億2百万円ありましたが、未収入金の増加額が5億23百万円、仕入債務の減少額が4億21百万円、法人税等の支払額が3億65百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は1億18百万円(前年同期は29百万円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が20百万円、その他の支出が12百万円ありましたが、保険積立金の解約による収入が88百万円、敷金及び保証金の回収による収入が66百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は3億14百万円(前年同期比16.5%減)となりました。これは主に、配当金の支払額が3億13百万円あったこと等によるものであります。

2 【制作、受注及び販売の状況】

セグメント情報を記載していないため制作の実績、受注の状況及び販売実績はカテゴリー別で記載しております。

(1) 制作の実績

カテゴリー	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
博展		100.0
文化/スポーツ	186,165	133.0
広報	3,109,019	1.7
販促	6,185,500	3.6
制作物	1,000,222	21.3
合計	10,480,907	0.4

(注) 上記の金額はイベント制作に要した費用で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注の状況

イベントは制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動することが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることが少なく、したがって、受注残高の正確な把握が困難なため、受注状況の開示はいたしておりません。

なお、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

(3) 販売の状況

販売実績

当連結会計年度の販売実績をカテゴリー別に示すと次のとおりであります。

カテゴリー	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
制作売上高		
博展		100.0
文化/スポーツ	224,532	142.9
広報	3,796,964	0.6
販促	6,933,525	1.0
制作物	1,142,622	21.3
小計	12,097,645	1.2
企画売上高	91,220	14.0
合計	12,188,866	1.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要顧客別売上状況

最近2連結会計年度の主要顧客別売上状況は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)		当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	
	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)
(株)博報堂	2,699,873	21.9	2,424,797	19.9
(株)電通	1,480,340	12.0	1,425,229	11.7
(株)電通テック	1,305,522	10.6	1,256,010	10.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

顧客（広告主）が「売り」への直接的効果をプロモーションに対して求める傾向は年々強くなり、広告代理店におきましても、その対策強化に本格的に取り組んでおります。当社としては、そのような動向に対応するため、「デジタルに強いリアル・プロモーション会社」を目指し、次に掲げる施策に取り組んでまいります。

1．「デジタル力」の強化

「デジタルに強い会社」をより具体化・進化させ、リアルとデジタルを絡めた“インタラクティブ・プロモーション（IP）業務”の提案力を強化し、オンリー・ワンのパワープロダクション会社を目指します。

2．「つくる力」の強化

当社の原点である、リアル・プロモーションを「つくる力」を改めて強化し、品質と収益力の向上を目指します。

3．「顧客力」の強化

全営業社員が、期初に各々の重要顧客との関係値のランクアップを目標管理することで、「顧客力」の強化＝売上の増大を目指します。

4．「グループ力」の強化

変化する顧客の要望に対応すべく、制作における専門性をより強化するため、子会社ティー・ツー・クリエイティブ（T2C）の制作力と提案力を強化し、顧客が発注しやすい環境を作り、外部売上の拡大を目指します。

5．「安心力」の強化

社内研修等を通じて、現場での情報管理・安全管理・コンプライアンスを徹底し、改めて“任せて安心なプロダクション”を目指します。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成26年9月26日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 社会情勢とそれに伴うリスクについて

イベントやセールスプロモーションは景気や企業業績、また社会情勢の影響を受けやすい傾向にあります。従いまして、国内市場における景気後退、及びそれに伴う需要の縮小は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) イベントの企画、制作業務に関する業界の慣行について

イベントの制作は、企画、制作、運営及び管理等各段階によって構成されますが、コンペによる受注、指名による受注等、その受注形態に関わらず、制作作業に入る前に企画段階があります。企画を立案し関係者との打合せを経て、制作段階・本番の運営段階に進みますが、制作段階や本番の運営段階（開催期間中）にイベントの主催者からの追加発注や仕様変更の要請があったり、屋外イベントの場合では、天候の変化により直前に実施内容の変更等が行われることがあります。このように当初の基本計画の内容変更等により、予算金額に変動が生じる場合があります。

また、イベント主催者側の広告費の削減や広告代理店の変更等により、イベントの当社受注分がなくなることもあります。

このようにイベントは、制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動するケースが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることがない場合もあり、したがって、受注残高の正確な把握が困難になっております。このため、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

(3) イベント実施期間及び売上時期の変更について

当社グループの手がけるイベントには、主催者である企業の新商品の発表、また、その販売促進を目的としたものも多く、イベント主催者の商品によっては、製造・販売に許認可を要するものがあるため、その許認可の下りるタイミングにより発売開始の時期がずれ込むこともあります。また、イベント主催者の商品開発の遅れや、生産体制の遅れで発売開始時期が遅れたり、逆に早まる場合もあります。

当社グループは、イベントの本番終了日をもって売上を計上しておりますが、イベントは開催時期、期間の変更が発生しやすいため、売上計上時期が、当初の予定時期からずれ込んだ場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定販売先への依存について

当社グループは、幅広いイベントの制作を手掛けておりますが、現状、日本においてはイベントの主催者は、イベントの実施を大手広告代理店に発注することが大半であります。従いまして、当社を含むイベントの企画、制作、運営を行う会社は、かなりの部分を大手広告代理店から受注しております。

当社グループにおきましても、販売先上位は主に広告代理店であり、平成26年6月期における主要な販売先(株)電通グループ、(株)博報堂グループ及び(株)アサツーディ・ケイグループ)に対する売上高構成比は、76.3%と高くなっております。広告代理店より発注量の手控えがあれば、当社グループに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 売上の季節変動について

当社グループの制作するイベントは、近年、企業の販売促進を目的としたキャンペーンイベントやそれに付随する印刷物・販促グッズの制作、新商品の発表会などの比率が高くなっております。中でも年末商戦、夏のボーナス商戦に向けての販促キャンペーンなどは、10月から12月、4月から6月に実施されることが多く、当社グループの売上が第2四半期(10月～12月)と第4四半期(4月～6月)に集中する傾向があります。

四半期毎の売上高の推移

		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期計
			構成比		構成比		構成比		構成比	
平成22年 6月期	売上高 (百万円)	3,210	25.6%	3,732	29.7%	2,550	20.3%	3,057	24.4%	12,551
平成23年 6月期	売上高 (百万円)	2,248	21.3%	3,523	33.5%	2,582	24.5%	2,184	20.7%	10,538
平成24年 6月期	売上高 (百万円)	2,615	18.8%	4,214	30.2%	2,887	20.7%	4,217	30.3%	13,935
平成25年 6月期	売上高 (百万円)	3,108	25.2%	3,640	29.4%	2,145	17.4%	3,451	28.0%	12,346
平成26年 6月期	売上高 (百万円)	2,349	19.3%	4,249	34.8%	3,019	24.8%	2,569	21.1%	12,188

(6) 個人情報漏洩に関するリスクについて

当社グループは、平成16年11月にI S M S (情報セキュリティーマネジメントシステム)、平成17年8月にはPマーク(プライバシーマーク)の認証を取得し、個人情報の保護には細心の注意を払っておりますが、個人情報保護管理について瑕疵が生じた場合、当社グループの社会的信用並びに当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループは、機動的な調達手段を確保することにより、手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行(株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行)と総額26.5億円の当座貸越契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2億22百万円増加し、89億79百万円となりました。

流動資産は、前期比3億50百万円増加の77億50百万円となりました。これは主に、現金及び預金が2億82百万円減少しましたが、未収入金が5億23百万円、未成業務支出金が1億42百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前期比1億27百万円減少の12億29百万円となりました。

固定資産のうち有形固定資産は、前期比5百万円増加の71百万円となりました。これは主に、電子計算機の購入によるものであります。

無形固定資産は、前期比12百万円減少の18百万円となりました。これは主に、減価償却によるものであります。

投資その他の資産は、前期比1億20百万円減少の11億39百万円となりました。これは主に、投資有価証券が31百万円増加しましたが、敷金及び保証金が71百万円、保険積立金が71百万円減少したこと等によるものであります。

流動負債は、前期比1億62百万円減少の29億87百万円となりました。これは主に、未払法人税等が91百万円、その他流動負債が1億65百万円増加しましたが、買掛金が4億21百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前期比26百万円増加の3億48百万円となりました。これは主に、役員退職慰労引当金が11百万円、退職給付に係る負債が8百万円増加したこと等によるものであります。

純資産は、前期比3億58百万円増加の56億44百万円となりました。これは主に、利益剰余金が3億24百万円、その他有価証券評価差額金が21百万円増加したこと等によるものであります。

(2) 経営成績

売上高及び営業利益

当連結会計年度は、上半期の連結業績は重要顧客にフォーカスした営業活動や、収益力の向上などにより筋肉質な企業になるための施策を実施してまいりました。下半期につきましても収益力の向上努力や販管費の効率化に努めました。その結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比1億57百万円減少の121億88百万円となりました。

売上総利益は、収益力の強化を徹底したことにより、前年同期比1億63百万円増加の17億56百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、支払手数料の減少が主な要因となり、前年同期比12百万円減少の7億29百万円となりました。

これにより営業利益は、前年同期比1億76百万円増加の10億26百万円となりました。

営業外損益及び経常利益

営業外収益は、受取配当金、役員報酬返納額などを17百万円計上、営業外費用は支払利息などを8百万円計上しました。

これにより経常利益は、前年同期比1億70百万円増加の10億35百万円となりました。

特別損益

特別利益は、仮受金取崩益を37百万円、保険解約返戻金を5百万円計上しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前年同期比1億70百万円増加の10億78百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は25百万円であり、その内訳は電子計算機への投資が19百万円、コピー機への投資が6百万円（リース資産を含む）であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年6月30日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (東京都港区)	統括管理販売	24,153	19,570	()	3,711	47,435	112
関西支社 (大阪市北区)	販売	847	816	()		1,664	16
名古屋支社 (名古屋市中区)	販売	0	371	()		371	2
従業員社宅 (東京都港区)	福利厚生施設	8,653		6,027 (4)		14,681	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 福利厚生施設はマンションであり、土地については当社持分を記載しております。

(2) 国内子会社

平成26年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具及 び備品	土地 (面積㎡)	合計	
(株) ティー・ ソー・クリエイ ティブ	本社 (東京都港区)	統括管理販売	3,189	3,871	()	7,060	25
(株)ソイル	本社 (東京都港区)	統括管理販売	231	283	()	514	4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年9月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,242,274	12,242,274	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	12,242,274	12,242,274		

(注) 「提出日現在発行数」欄の発行数には、平成26年9月1日以降提出日までのストックオプション制度の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

イ) 平成16年9月24日開催の第28回定時株主総会議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	704	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年9月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 704 資本組入額 352	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。 ・新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続において、割当を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、対象者が1単元未満の株式について本件新株予約権を行使するときは、一度の権利行使手続において、当該単元未満部分にかかる本件新株予約権の全部を行使しなければならない。 ・その他の条件については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。 	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

ロ) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,139	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	213,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	656	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 656 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社社会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。 ・新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続において、割当を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、対象者が1単元未満の株式について本件新株予約権を行使するときは、一度の権利行使手続において、当該単元未満部分にかかる本件新株予約権の全部を行使しなければならない。 ・その他の条件については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

八) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・ 対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げ。) <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="padding-left: 40px;">0パーセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。 	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

二) 平成20年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・ 対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げ。) <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">100パーセント 15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">90パーセント 10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">80パーセント 5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">70パーセント 5パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">50パーセント 減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="padding-left: 40px;">0パーセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。 	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。これらからに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

ホ) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。 	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。これらからに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

へ) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	830	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

ト) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

チ) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	290	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条件

上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年9月28日 1	21,970	12,242,274	5,426	948,994	5,404	1,027,376

1 ストックオプション制度の権利行使により、発行済株式総数が21,970株、資本金が5,426千円、資本準備金が5,404千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	18	26	39	38	5	5,316	5,442	
所有株式数 (単元)	-	12,226	1,042	4,023	14,061	46	90,780	122,178	24,474
所有株式数 の割合(%)	-	10.02	0.85	3.29	11.51	0.04	74.29	100.00	

(注) 1 自己株式1,246,014株は、「個人その他」に12,460単元及び「単元未満株式の状況」に14株を含めて記載しております。

2 「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の60株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川 村 治	東京都目黒区	1,402	11.46
ピーピーエイチフォーフィディ リティーロープライズストッ クファンド(常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1	1,192	9.74
真 木 勝 次	東京都大田区	985	8.05
秋 本 道 弘	東京都世田谷区	646	5.28
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	622	5.08
ジェイコムホールディングス株 式会社	大阪府大阪市北区角田町8 - 1	260	2.12
テーオーダブリュー従業員持株 会	東京都港区虎ノ門4 - 3 - 13	246	2.02
佐 竹 一 郎	東京都文京区	120	0.98
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3	97	0.79
小 林 雄 二	神奈川県川崎市中原区	93	0.77
計		5,667	46.30

(注) 当社は自己株式1,246,014株(10.18%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,246,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,971,800	109,718	
単元未満株式	普通株式 24,474		
発行済株式総数	12,242,274		
総株主の議決権		109,718	

(注) 単元未満株式には、証券保管振替機構名義の株式が60株含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社テー・オー・ダ ブリュー	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 ヒューリック神谷 町ビル	1,246,000	-	1,246,000	10.18
計		1,246,000	-	1,246,000	10.18

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法により、下記対象者に付与することを、以下にそれぞれ掲げる日に開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりです。

イ) 平成16年9月24日開催の第28回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成16年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	30,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	704円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年9月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。 ・新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続において、割当を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、対象者が1単元未満の株式について本件新株予約権を行使するときは、一度の権利行使手続において、当該単元未満部分にかかる本件新株予約権の全部を行使しなければならない。 ・その他の条件については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額(以下「払込価額」とする)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価額の平均値の金額に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価額(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価額)を下回る場合は、当該最終価額をもって払込価額とします。なお、新株予約権発行後当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額}}{\text{調整前払込価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成17年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社子会社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員91名 当社子会社従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役130,000株 当社子会社取締役30,000株 当社監査役30,000株 当社従業員246,200株 当社子会社従業員7,500株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	656円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。 ・新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続において、割当を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、対象者が1単元未満の株式について本件新株予約権を行使するときは、一度の権利行使手続において、当該単元未満部分にかかる本件新株予約権の全部を行使しなければならない。 ・その他の条件については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」とする)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価額の平均値の金額に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価額(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価額)を下回る場合は、当該最終価額をもって払込価額とします。なお、新株予約権発行後当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

八) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成17年9月26日												
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
株式の数	当社取締役70,000株 当社従業員60,000株 (注)1												
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2												
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで												
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日(現在は満62歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。)から2週間の期間に限り、行使することができる。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。 当該決算期の営業利益が3期前よりも <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">20パーセント以上増加した場合</td> <td style="text-align: right;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">90パーセント</td> </tr> <tr> <td>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">80パーセント</td> </tr> <tr> <td>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">70パーセント</td> </tr> <tr> <td>5パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">50パーセント</td> </tr> <tr> <td>減少または何ら増加しなかった場合</td> <td style="text-align: right;">0パーセント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、新株予約権1個未満は1の整数倍に切り上げる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	20パーセント以上増加した場合	100パーセント	15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント	10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント	5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント	5パーセント未満増加した場合	50パーセント	減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント
20パーセント以上増加した場合	100パーセント												
15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント												
10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント												
5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント												
5パーセント未満増加した場合	50パーセント												
減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント												
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。												
代用払込みにに関する事項													
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項													

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

会社法第236条、第238条、第240条及び第361条第1項の規定に基づき、取締役のストックオプション報酬額の設定及びストックオプションとして取締役に對し新株予約権を発行することを、以下にそれぞれ掲げる日に開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりです。

イ) 平成20年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成20年9月25日												
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
株式の数	当社取締役30,000株(注)1												
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2												
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで												
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日(現在は満62歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。)から2週間の期間に限り、行使することができる。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当該決算期の営業利益が3期前よりも 20パーセント以上増加した場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">90パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">80パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">70パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">50パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減少または何ら増加しなかった場合</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">0パーセント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、新株予約権1個未満は1の整数倍に切り上げる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	当該決算期の営業利益が3期前よりも 20パーセント以上増加した場合	100パーセント	15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント	10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント	5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント	5パーセント未満増加した場合	50パーセント	減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント
当該決算期の営業利益が3期前よりも 20パーセント以上増加した場合	100パーセント												
15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント												
10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント												
5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント												
5パーセント未満増加した場合	50パーセント												
減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント												
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。												
代用払込みに関する事項													
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項													

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

ロ) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役200,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による。)を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

八) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役83,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

二) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員40,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要さない。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

ホ) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社子会社取締役29,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において、対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成25年8月15日)での決議状況 (取得日 平成25年8月15日)	400,000	
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	400,000	
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	1,246,014		1,246,014	

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、平成26年8月7日公表の「剰余金の配当に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、1株当たり1円50銭増配の14円の配当を実施いたしました。この結果、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり14円とあわせて28円となります。

次期の配当につきましても、従来と同様に利益配分の指標として、連結ベースの配当性向および株価配当利回りの二つを基本としてまいります。

具体的には、本決算発表日に公表いたしました来期の連結業績予想の当期純利益に対して、配当性向40%で算出された1株当たりの予想配当金(23円)と、同決算発表日の前日(平成26年8月6日)の終値(687円)に株価配当利回り4.5%を乗じて算出された1株当たりの配当金のいずれか高い方を最低配当金として配当金を決定することとしており、上記計算に基づき算出された30.9円の1円未満を切り上げた31円が次期の最低配当金となります。

従いまして、中間配当金を1株につき15円50銭、期末配当金を15円50銭、通期で31円とさせていただきます。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成26年2月7日 取締役会決議	153,947	14.00
平成26年9月25日 定時株主総会決議	153,947	14.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
最高(円)	568	512	553	712	722
最低(円)	476	410	422	400	530

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	722	706	707	707	697	720
最低(円)	621	653	664	688	665	685

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長		川 村 治	昭和27年 8 月25日生	昭和51年 7 月 平成元年 3 月 平成21年 7 月 平成22年 9 月 平成24年 7 月 平成25年 9 月	(有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役就任 (株)テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 代表取締役会長兼CEO 代表取締役会長兼社長兼CEO 代表取締役会長兼CEO 取締役会長(現任)	(注) 2	1,402
代表取締役 社長兼最高 経営責任者 (CEO)		江 草 康 二	昭和36年 3 月14日生	昭和58年 4 月 平成19年 7 月 平成22年 7 月 平成22年 9 月 平成22年11月 平成23年 7 月 平成24年 7 月 平成25年 9 月	(株)電通入社 オグルヴィ・アンド・メイザー・ ジャパン(株) 取締役マネージング・ ディレクター 当社入社 執行役員社長室長 取締役兼執行役員社長室長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 当社常務取締役兼執行役員社長室長 代表取締役社長兼COO 代表取締役社長兼CEO(現任)	(注) 2	10
常務取締 役 兼執行 役員	第三本部長	秋 本 道 弘	昭和29年 9 月25日生	昭和52年 5 月 昭和60年 7 月 平成元年 3 月 平成 7 年 7 月 平成13年 7 月 平成16年 9 月 平成21年 7 月 平成22年 9 月 平成24年 7 月	(有)テー・オー・ダブリュー入社 取締役 (株)テー・オー・ダブリューに改組 取締役第二制作部長 専務取締役制作本部長 専務取締役第一本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役 当社代表取締役社長兼COO 常務取締役兼執行役員第三本部長 (現任) (株)ティー・ツー・クリエイティブ取 締役(現任)	(注) 2	646
常務取締 役 兼執行 役員	管理本部長	木 村 元	昭和26年 8 月 6 日生	昭和50年 4 月 平成12年 4 月 平成17年 4 月 平成17年 9 月 平成18年 7 月 平成21年 7 月 平成22年 6 月	(株)三和銀行〔現(株)三菱東京UFJ 銀行〕入行 四谷支店長 当社入社 取締役管理部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 当社常務取締役管理本部長 常務取締役兼執行役員管理本部長 (現任) (株)ソイル取締役(現任)	(注) 2	50

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常務取締役 兼執行役員	第二本部長	舩 森 丈 人	昭和35年3月6日生	昭和57年4月 平成2年10月 平成15年10月 平成18年7月 平成18年9月 平成21年7月 平成22年7月 平成23年7月 平成23年9月 平成24年9月 平成26年7月	丸紅エネルギー(株)入社 (株)丹青社入社 当社入社 SP戦略本部長 取締役SP戦略本部長 取締役兼執行役員第二本部長 執行役員エリア本部長 執行役員第二本部長 取締役兼執行役員第二本部長 (株)ソイル取締役(現任) 常務取締役兼執行役員第二本部長 (現任)	(注)2	89	
取締役兼 執行役員	管理本部 副本部長	島 村 繁 男	昭和35年12月30日生	昭和57年4月 平成4年7月 平成10年1月 平成18年7月 平成20年9月 平成21年7月	ダイア建設(株)入社 (株)日本リロケーション〔現(株)リ ロ・ホールディングス〕入社 当社入社 管理本部副本部長 取締役管理本部副本部長 取締役兼執行役員管理本部副本部長 (現任)	(注)2	23	
常勤監査役		倉 見 晴 夫	昭和24年1月2日生	昭和47年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成21年4月 平成22年8月 平成22年9月	(株)電通入社 執行役員第3アカウント・プラン ニング本部副本部長 常務執行役員第3アカウント・プラン ニング本部副本部長 上席常務執行役員 顧問 当社顧問 常勤監査役(現任)	(注)4	-	
監査役		萩 原 新 太 郎	昭和27年1月1日生	昭和53年3月 昭和58年6月 昭和63年2月 平成12年9月 平成16年11月	最高裁判所司法研修所卒業 ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 芝綜合法律事務所開設 パートナー弁護士(現任) 当社監査役(現任) (株)芝綜合バックアップサービスセン ター 代表取締役社長	(注)3	4	
監査役		吉 田 茂 生	昭和25年5月30日生	昭和49年4月 平成18年1月 平成20年6月 平成20年12月 平成22年6月 平成22年7月 平成22年9月	(株)三和銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀 行〕入行 (株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 大阪営業本部長 三菱UFJ証券(株) 常務執行役員大阪 常駐(近畿地区担当) MUSプリンシパル・インベストメン ツ(株) 取締役社長 (株)キーストーン・パートナーズ 代 表取締役会長(現任) 当社顧問 監査役(現任)	(注)4	-	
計								2,226

- (注) 1 監査役萩原新太郎及び吉田茂生の2名は、社外監査役であります。
2 平成26年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3 平成23年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4 平成26年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
竹中 徹	昭和28年7月4日	昭和52年9月 辻監査事務所〔現みずず監査法人〕入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和62年1月 新光監査法人〔現みずず監査法人〕社員 平成8年1月 中央監査法人〔現みずず監査法人〕代表社員 平成12年4月 中央コンサルティング㈱〔現みらいコンサルティング㈱〕取締役 平成17年8月 税理士登録 平成18年10月 竹中徹公認会計士・税理士事務所開設 所長(現任) 平成20年6月 ㈱メディアグローバルリンクス 監査役(現任) 平成25年6月 ㈱ナック 取締役(現任) 平成25年11月 ウエルシアホールディングス㈱ 監査役(現任)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。ただし、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

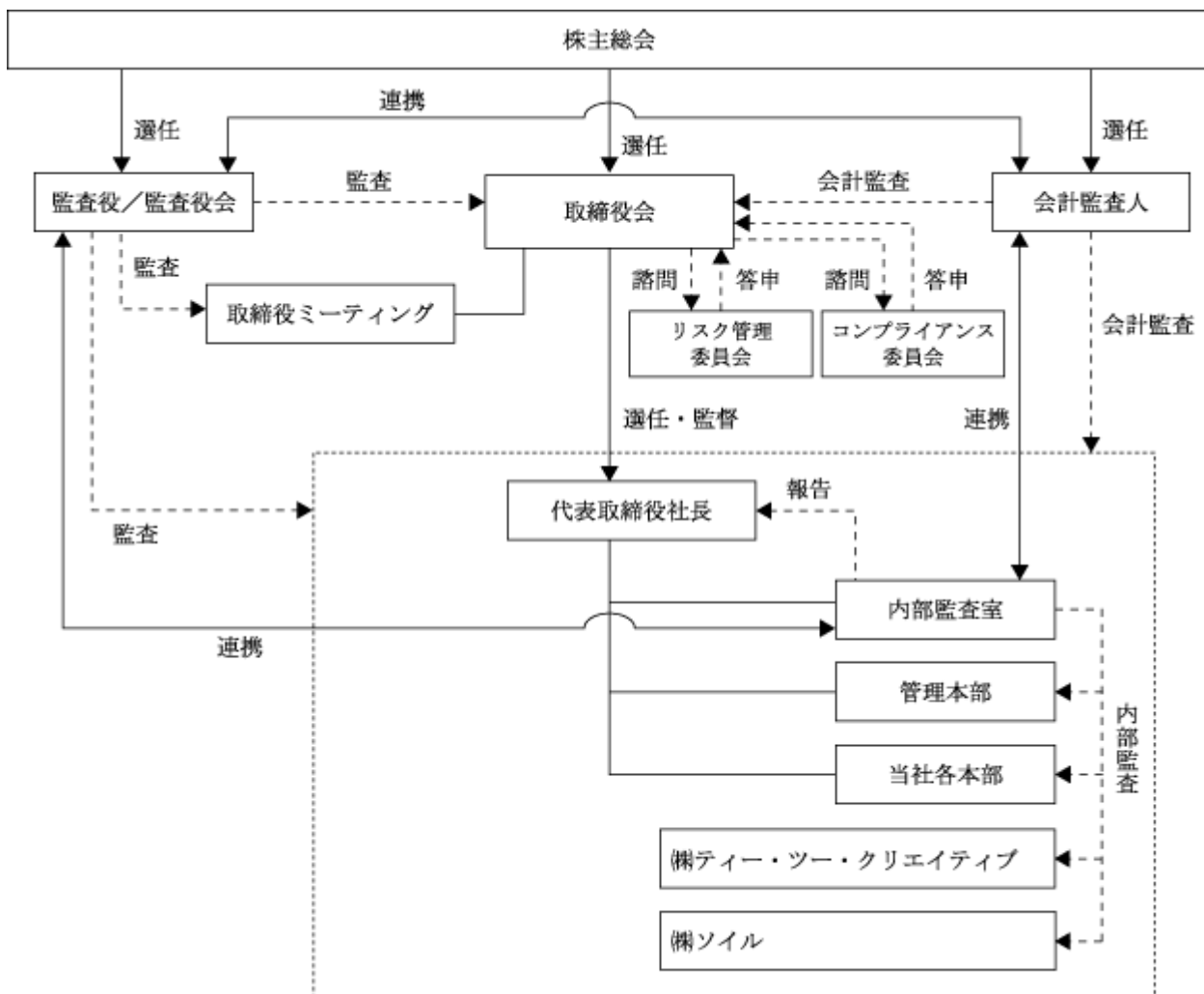
当社取締役会は、有価証券報告書提出日現在6名の取締役で構成されており、法令に定める重要事項の決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たしております。

「取締役会」は原則月1回定期的に、また必要に応じ臨時的に開催し、経営の基本方針や重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。その他の常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は有価証券報告書提出日現在社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されております。各監査役は監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする社内主要会議への出席並びに当社及び子会社への監査により、取締役の職務の執行状況の監査を行うなど、経営のチェック機能の充実を図っております。なお、監査役萩原新太郎氏は、弁護士の資格を有しており、監査役吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

以上の経営執行の体制に、監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況



内部監査及び監査役監査の状況

内部監査として、内部監査室(室長1名)が設置されております。内部監査室は前期末までに策定した内部監査計画に基づき、監査役、会計監査人との緊密な連携をとりながら業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告会を開催し、社長と関係役員に文書で報告されております。被監査部署に対しては改善を要する事項についてフォロー監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。

監査役監査については、期初に監査役会で監査計画を策定し、その計画に基づき会計監査及び業務監査を実施し、かつ毎月開催の監査役会にて報告・協議をいたしております。取締役会には、全監査役が出席し、「役員ミーティング」には常勤監査役が出席し、取締役の職務執行を監視する体制を整えております。

また、監査役は会計監査人と年3回の監査実施計画や、実施結果についての面談を行っており、必要に応じ常勤監査役が会計監査人と意見交換等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、内部監査につきましても、内部監査報告会への参加や、報告書の閲覧、必要に応じ内部監査担当者への質問等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役

1 社外監査役との関係

社外監査役である2名は、平成26年9月26日現在、当社との間に以下のとおり資本的関係があります。

社外監査役の氏名	所有する当社普通株式の数	当社が付与した新株予約権の数
萩原 新太郎	4,400株	60個(新株予約権1個につき100株)
吉田 茂生	-	-

(注) 萩原新太郎氏の所有する新株予約権は平成17年9月26日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社テー・オー・ダブリュー第7回新株予約権)であります。

上記以外に社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

2 社外取締役または社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。社外監査役吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと考えております。

当社では、当事業年度には社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

3 社外役員の選任状況に関する提出会社の基準又は方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

4 社外監査役を選任状況に関する提出会社の考え方

社外監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待されており、かつ客観性、中立性の確保が求められます。そのため、法務、財務、会計、金融等に関する専門的な知見を有する外部有識者を選任しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。さらに、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスク管理体制については、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。
その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。
- 5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

- 6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議の上、監査役職務を補助する使用人を置くものとする。
なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
(2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 8 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。
(2) コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。
(3) 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。
(4) 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的を実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。

役員の報酬等

- 1 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	235,524	156,600	10,026	59,873	9,025	7
監査役 (社外監査役を除く。)	17,350	13,800		3,000	550	1
社外役員	9,600	9,600				2

- 2 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。
- 3 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。
- 4 役員の報酬等の額の決定に関する方針
当社の役員の報酬等の額の決定については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役については取締役会にて決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

5 取締役に対する業績連動型報酬の算定方法

当社は従前より取締役の報酬について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるとの考えに加え、平成18年度の税制改正により業績連動型報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)の損金算入が認められるようになったことに伴い、従前の月額報酬(固定)に加え、平成18年7月1日より新たな取締役報酬制度として業績連動型報酬を導入しております。

(算定方法)

下表のとおり、利益の指標としては当社の第39期目標経常利益8億46百万円(公表済の経常利益8億18百万円)に業績連動型報酬の予定額を加算し、控除前に引き直した金額を基礎として、その目標達成率(額)に応じて個人別の業績連動型報酬額を算定するものであります。

なお、個人別の業績連動型報酬額の上限額については、各取締役それぞれの月額報酬(固定)の5倍とします。

経常利益 目標達成率	個人別の業績連動型報酬額		
	役位	係数	
100%超 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.6
100% の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5)×0.6
100%未満 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.6

各取締役の月額報酬(固定)は以下のとおりであります。

役名	職名	員数	金額
取締役会長		1名	4,500千円
代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)		1名	2,300千円
常務取締役兼執行役員	第三本部長	1名	1,600千円
常務取締役兼執行役員	管理本部長	1名	1,500千円
常務取締役兼執行役員	第二本部長	1名	1,450千円
取締役兼執行役員	管理本部副本部長	1名	1,300千円
合計		6名	12,650千円

株式の保有状況

- 1 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7銘柄
貸借対照表計上額の合計額 393,560千円

- 2 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ジェイコムホールディングス(株)	280,000	203,840	資本・業務提携
(株)電通	232	795	取引関係の維持・強化
(株)博報堂D Yホールディングス	100	695	取引関係の維持・強化
(株)アサツーディ・ケイ	100	231	取引関係の維持・強化

(注) (株)電通、(株)博報堂D Yホールディングス及び(株)アサツーディ・ケイは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ジェイコムホールディングス(株)	280,000	210,000	資本・業務提携
(株)博報堂D Yホールディングス	1,000	1,006	取引関係の維持・強化
(株)電通	232	957	取引関係の維持・強化
(株)アサツーディ・ケイ	100	273	取引関係の維持・強化

(注) (株)電通、(株)博報堂D Yホールディングス及び(株)アサツーディ・ケイは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄について記載しております。

- 3 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に遂行することを可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

3 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に定める取締役及び監査役の損害賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

会計監査の状況

会計監査人については、太陽A S G有限責任監査法人を選任しております。

(注) 当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人は、平成25年9月25日開催の第37期定時株主総

会終結の時をもって退任となりました。これに伴い、同株主総会で新たに太陽A S G有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
和田 芳 幸	太陽A S G有限責任監査法人
柴 谷 哲 朗	太陽A S G有限責任監査法人

- (注) 1 継続監査年数につきまして、和田芳幸・柴谷哲朗両氏は7年以内であるため、記載を省略しております。
2 会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士11名、その他6名であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	50,000		22,000	
連結子会社				
計	50,000		22,000	

(注) 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬50百万円には、会社法及び金融商品取引法に基づく当社の過年度

決算の訂正にかかる監査業務に対する報酬等20百万円が含まれております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 以下に掲げる連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 以下に掲げる財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)及び事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社監査法人は以下のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 新日本有限責任監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 太陽A S G有限責任監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は以下のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 太陽A S G有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 異動年月日

平成25年9月25日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成24年10月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成25年9月25日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに太陽A S G有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,478,857	2,196,593
受取手形及び売掛金	2 2,053,300	2 2,008,853
未成業務支出金	168,559	310,690
未収入金	1 2,585,212	1 3,108,221
前払費用	36,637	33,810
繰延税金資産	64,896	80,582
その他	12,211	11,706
流動資産合計	7,399,675	7,750,456
固定資産		
有形固定資産		
建物	98,929	99,267
減価償却累計額	56,205	62,192
建物（純額）	42,724	37,075
工具、器具及び備品	171,715	192,272
減価償却累計額	154,295	167,358
工具、器具及び備品（純額）	17,419	24,913
リース資産	-	4,639
減価償却累計額	-	927
リース資産（純額）	-	3,711
土地	3 6,027	3 6,027
有形固定資産合計	66,170	71,727
無形固定資産	30,897	18,093
投資その他の資産		
投資有価証券	581,982	613,964
保険積立金	328,894	257,612
繰延税金資産	125,049	114,997
敷金及び保証金	219,697	148,513
その他	4,310	4,310
投資その他の資産合計	1,259,933	1,139,398
固定資産合計	1,357,001	1,229,220
資産合計	8,756,677	8,979,677

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,572,186	1,150,931
短期借入金	4 840,000	4 840,000
未払法人税等	214,875	306,362
賞与引当金	15,120	17,781
その他	507,089	672,121
流動負債合計	3,149,273	2,987,196
固定負債		
退職給付引当金	180,990	-
退職給付に係る負債	-	189,799
役員退職慰労引当金	138,386	149,461
その他	2,300	8,752
固定負債合計	321,677	348,014
負債合計	3,470,950	3,335,210
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金	1,027,376	1,027,376
利益剰余金	3,781,259	4,106,100
自己株式	470,644	470,644
株主資本合計	5,286,986	5,611,827
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	39,360	60,892
土地再評価差額金	3 46,614	3 46,614
その他の包括利益累計額合計	7,253	14,278
新株予約権	5,994	18,361
純資産合計	5,285,727	5,644,466
負債純資産合計	8,756,677	8,979,677

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
売上高	12,346,178	12,188,866
売上原価	10,753,419	10,432,610
売上総利益	1,592,759	1,756,255
販売費及び一般管理費		
役員報酬	235,061	249,637
従業員給料	96,734	114,471
賞与引当金繰入額	1,694	1,725
退職給付費用	2,989	3,516
役員退職慰労引当金繰入額	9,575	9,575
交際費	36,795	40,779
減価償却費	5,953	5,895
支払手数料	128,938	94,898
その他	224,305	209,016
販売費及び一般管理費合計	742,047	729,514
営業利益	850,711	1,026,740
営業外収益		
受取利息	8	4
受取配当金	8,426	8,433
有価証券利息	3,540	3,540
役員報酬返納額	6,300	1,600
雑収入	3,983	3,941
営業外収益合計	22,258	17,519
営業外費用		
支払利息	5,646	5,453
売上債権売却損	2,269	2,735
雑損失	115	612
営業外費用合計	8,030	8,800
経常利益	864,939	1,035,458
特別利益		
保険解約返戻金	-	5,024
仮受金取崩益	-	37,800
役員退職慰労引当金戻入額	46,695	-
特別利益合計	46,695	42,824
特別損失		
会員権評価損	4,100	-
特別損失合計	4,100	-
税金等調整前当期純利益	907,534	1,078,282
法人税、住民税及び事業税	328,861	456,031
法人税等調整額	149,680	16,084
法人税等合計	478,541	439,946
少数株主損益調整前当期純利益	428,992	638,336
当期純利益	428,992	638,336

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	428,992	638,336
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34,860	21,532
その他の包括利益合計	¹ 34,860	¹ 21,532
包括利益	463,852	659,868
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	463,852	659,868
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,027,376	3,728,359	470,279	5,234,452
当期変動額					
剰余金の配当			376,093		376,093
当期純利益			428,992		428,992
自己株式の取得				365	365
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			52,899	365	52,534
当期末残高	948,994	1,027,376	3,781,259	470,644	5,286,986

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,500	46,614	42,114	1,582	5,193,920
当期変動額					
剰余金の配当					376,093
当期純利益					428,992
自己株式の取得					365
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	34,860		34,860	4,412	39,272
当期変動額合計	34,860		34,860	4,412	91,806
当期末残高	39,360	46,614	7,253	5,994	5,285,727

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,027,376	3,781,259	470,644	5,286,986
当期変動額					
剰余金の配当			313,495		313,495
当期純利益			638,336		638,336
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			324,840		324,840
当期末残高	948,994	1,027,376	4,106,100	470,644	5,611,827

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	39,360	46,614	7,253	5,994	5,285,727
当期変動額					
剰余金の配当					313,495
当期純利益					638,336
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	21,532		21,532	12,366	33,899
当期変動額合計	21,532		21,532	12,366	358,739
当期末残高	60,892	46,614	14,278	18,361	5,644,466

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	907,534	1,078,282
減価償却費	30,974	32,220
のれん償却額	4,200	4,200
株式報酬費用	4,412	12,366
保険解約損益(は益)	-	5,024
賞与引当金の増減額(は減少)	1,570	2,660
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,967	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	8,809
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	35,920	11,075
受取利息及び受取配当金	11,974	11,977
支払利息	5,646	5,453
有形固定資産除却損	-	250
仮受金取崩益	-	37,800
会員権評価損	4,100	-
売上債権の増減額(は増加)	296,708	44,447
未収入金の増減額(は増加)	1,183,514	523,008
たな卸資産の増減額(は増加)	96,014	142,080
その他の流動資産の増減額(は増加)	10,458	3,051
敷金及び保証金の増減額(は増加)	6,200	5,166
仕入債務の増減額(は減少)	156,892	421,254
その他の流動負債の増減額(は減少)	246,171	202,621
その他の固定負債の増減額(は減少)	-	3,529
その他	110	-
小計	2,106,091	272,990
利息及び配当金の受取額	11,974	11,977
利息の支払額	5,639	5,479
法人税等の支払額	620,498	365,625
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,491,928	86,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,701	20,760
無形固定資産の取得による支出	2,799	3,450
敷金及び保証金の差入による支出	383	192
敷金及び保証金の回収による収入	298	66,208
従業員に対する貸付けによる支出	880	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	650	230
保険積立金の解約による収入	-	88,809
その他の支出	15,587	12,504
その他の収入	225	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,177	118,342
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	365	-
リース債務の返済による支出	-	974
配当金の支払額	376,093	313,495
財務活動によるキャッシュ・フロー	376,458	314,469
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,086,292	282,264
現金及び現金同等物の期首残高	1,392,565	2,478,857
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,478,857	1 2,196,593

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

(株)ティー・ツー・クリエイティブ

(株)ソイル

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、表示の組替えは行っておりません。

(連結損益計算書関係)

1 前連結会計年度において、「販管費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「退職給付費用」は、「連結財務諸表規則」の改正に伴い、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「販管費及び一般管理費」の「その他」に表示していた227,295千円は、「退職給付費用」2,989千円、「その他」224,305千円として組替えております。

2 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「保険事務手数料」「未払配当金除斥益」「自販機手数料収入」「業務受託手数料」は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より、「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「保険事務手数料」365千円、「未払配当金除斥益」784千円、「自販機手数料収入」510千円、「業務受託手数料」600千円は「雑収入」2,260千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
未収入金	2,497,839千円	3,080,829千円

2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
受取手形	40,281千円	千円

3 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行なう方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	805千円	1,027千円

4 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,650,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	840,000千円	840,000千円
差引額	1,810,000千円	1,810,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 平成24年11月に判明した不適切な会計処理の調査過程において発見され、仮受金として計上しておりました37,800千円の不明入金につきまして、一定期間が経過し今後返還請求がなされる可能性が低いと判断し、特別利益として計上いたしました。

(連結包括利益計算書関係)

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	50,999千円	31,982千円
組替調整額	〃	〃
税効果調整前	50,999千円	31,982千円
税効果額	16,139 〃	10,450 〃
その他有価証券評価差額金	34,860千円	21,532千円
その他の包括利益合計	34,860千円	21,532千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,242,274			12,242,274
合計	12,242,274			12,242,274
自己株式				
普通株式	845,189	825		846,014
合計	845,189	825		846,014

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加825株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成16年新株予約権	普通株式	30,000			30,000	
	平成17年新株予約権 (注)1	普通株式	238,700		12,400	226,300	
	平成17年新株予約権 (注)2	普通株式	20,000			20,000	
	平成20年新株予約権 (注)2	普通株式	30,000			30,000	2,004
	平成24年新株予約権 (注)2	普通株式		200,000		200,000	3,990
合計			318,700	200,000	12,400	506,300	5,994

(注) 1 平成17年新株予約権 の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成17年新株予約権 、平成20年及び平成24年新株予約権を除く新株予約権については、権利行使可能であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	216,544	19.00	平成24年6月30日	平成24年9月26日
平成25年2月7日 取締役会	普通株式	159,548	14.00	平成24年12月31日	平成25年3月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	159,547	利益剰余金	14.00	平成25年6月30日	平成25年9月26日

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,242,274			12,242,274
合計	12,242,274			12,242,274
自己株式				
普通株式	846,014	400,000		1,246,014
合計	846,014	400,000		1,246,014

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加400,000株は、退任取締役からの無償での譲受による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成16年新株予約権	普通株式	30,000			30,000	
	平成17年新株予約権 (注)1	普通株式	226,300		12,400	213,900	
	平成17年新株予約権 (注)2	普通株式	20,000			20,000	
	平成20年新株予約権 (注)2	普通株式	30,000			30,000	2,426
	平成24年新株予約権 (注)2	普通株式	200,000			200,000	9,310
	平成25年新株予約権 (注)2	普通株式		152,000		152,000	6,624
合計			506,300	152,000	12,400	645,900	18,361

(注) 1 平成17年新株予約権 の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成17年度新株予約権、平成20年、平成24年及び平成25年新株予約権を除く新株予約権については、
権利行使可能であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	159,547	14.00	平成25年6月30日	平成25年9月26日
平成26年2月7日 取締役会	普通株式	153,947	14.00	平成25年12月31日	平成26年3月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月25日 定時株主総会	普通株式	153,947	利益剰余金	14.00	平成26年6月30日	平成26年9月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	2,478,857千円	2,196,593千円
現金及び現金同等物	2,478,857	2,196,593

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
1年内	178,135千円	203,074千円
1年超		338,457
合計	178,135	541,532

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

前連結会計年度(平成25年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,478,857	2,478,857	-
(2)受取手形及び売掛金	2,053,300	2,053,300	-
(3)未収入金	2,585,212	2,585,212	-
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	205,775	5,775
其他有価証券	223,338	223,338	-
資産計	7,540,708	7,546,483	5,775
(1)買掛金	1,572,186	1,572,186	-
(2)短期借入金	840,000	840,000	-
(3)未払法人税等	214,875	214,875	-
負債計	2,627,062	2,627,062	-

当連結会計年度(平成26年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,196,593	2,196,593	
(2)受取手形及び売掛金	2,008,853	2,008,853	
(3)未収入金	3,108,221	3,108,221	
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	204,834	4,834
其他有価証券	232,640	232,640	
資産計	7,746,307	7,751,141	4,834
(1)買掛金	1,150,931	1,150,931	
(2)短期借入金	840,000	840,000	
(3)未払法人税等	306,362	306,362	
負債計	2,297,293	2,297,293	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成25年6月30日	平成26年6月30日
非上場株式	158,644	181,324

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年6月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,478,857			
受取手形及び売掛金	2,053,300			
未収入金	2,585,212			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)			200,000	
合計	7,117,370		200,000	

当連結会計年度(平成26年6月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,196,593			
受取手形及び売掛金	2,008,853			
未収入金	3,108,221			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)			200,000	
合計	7,313,667		200,000	

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

当連結会計年度(平成26年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年6月30日)

	種類	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 株式			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他	200,000	205,775	5,775
	(3) その他			
	小計	200,000	205,775	5,775
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他			
	小計			
	合計	200,000	205,775	5,775

当連結会計年度(平成26年6月30日)

	種類	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 株式			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他	200,000	204,834	4,834
	(3) その他			
	小計	200,000	204,834	4,834
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他			
	小計			
	合計	200,000	204,834	4,834

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	204,635	127,024	77,611
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	17,776	12,111	5,664
	小計	222,412	139,136	83,276
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	926	1,104	178
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他			
	小計	926	1,104	178
合計		223,338	140,240	83,097

(注) 1. 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成26年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	211,963	127,810	84,152
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	20,403	12,111	8,292
	小計	232,366	139,922	92,444
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	273	317	44
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他			
	小計	273	317	44
合計		232,640	140,240	92,400

(注) 1. 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	180,990千円
退職給付引当金	180,990千円

(注) 当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	23,361千円
確定拠出年金に係る要拠出額	8,674千円
退職給付費用	32,036千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	180,990千円
退職給付費用	38,532千円
退職給付の支払額	20,463千円
確定拠出年金に係る要拠出額	9,259千円
退職給付に係る負債の期末残高	189,799千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	189,799千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	189,799千円
退職給付に係る負債	189,799千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	189,799千円

(3) 退職給付費用

勤務費用	29,272千円
確定拠出年金に係る要拠出額	9,259千円
退職給付費用	38,532千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、9,259千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
売上原価	千円	1,094千円
販売費及び一般管理費	4,412千円	11,271千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社子会社取締役 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 30,000株
付与日	平成16年9月24日
権利確定条件	・付与日(平成16年9月24日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成16年9月24日から 平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から 平成26年9月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名 当社子会社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員91名 当社子会社従業員9名	当社取締役3名 従業員2名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 443,700株	普通株式 130,000株
付与日	平成17年9月26日	平成17年9月26日
権利確定条件	・付与日(平成17年9月26日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。	・対象者は、当社内規に定める定年により当社取締役を退任すること。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未满是1の整数倍に切り上げる。) 記 当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合 100パーセント 15パーセント以上20パーセント未満増加した場合 90パーセント 10パーセント以上15パーセント未満増加した場合 80パーセント 5パーセント以上10パーセント未満増加した場合 70パーセント 5パーセント未満増加した場合 50パーセント 減少または何ら増加しなかった場合 0パーセント
対象勤務期間	平成17年9月26日から 平成19年9月30日まで	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 30,000株
付与日	平成20年10月15日
権利確定条件	<p>・対象者は、当社内規に定める定年により当社取締役を退任すること。</p> <p>・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げる。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="text-align: right;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="text-align: right;">0パーセント</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 200,000株
付与日	平成24年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い（報酬請求権との相殺による）を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。（平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合（対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役4名	当社執行役員3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 83,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成25年10月15日	平成25年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社子会社取締役4名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 29,000株
付与日	平成25年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	30,000
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	30,000

	平成17年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		20,000
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		20,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	226,300	
権利確定		
権利行使		
失効	12,400	
未行使残	213,900	

	平成20年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	30,000
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	30,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

		平成24年ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		200,000
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		200,000
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

		平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前	(株)		
前連結会計年度末			
付与		83,000	40,000
失効			
権利確定			
未確定残		83,000	40,000
権利確定後	(株)		
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

		平成25年ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		
付与		29,000
失効		
権利確定		
未確定残		29,000
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

		平成16年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	704
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	

		平成17年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	656	1
行使時平均株価	(円)		
公正な評価単価(付与日)	(円)		

		平成20年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	211

		平成24年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	266

		平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1	1
行使時平均株価	(円)		
公正な評価単価(付与日)	(円)	402	365

		平成25年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	394

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	23.4%
予想残存期間	(注) 2	3年～14年
予想配当	(注) 3	25円/株
無リスク利子率	(注) 4	1.32%

(注) 1. 6年4ヶ月間(平成19年6月から平成25年10月まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の開始日において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成26年6月期の配当予想額によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	18,640千円	18,640千円
投資有価証券評価損	22,535	11,748
賞与引当金	5,783	6,374
役員退職慰労引当金	51,357	53,285
未払事業税	17,214	23,604
退職給付引当金	64,699	
退職給付に係る負債		67,813
未払賞与	32,720	40,375
過年度調整額	82,156	
その他	21,596	28,790
繰延税金資産小計	316,704	250,632
評価性引当額	107,134	24,978
繰延税金資産合計	209,569	225,653
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18,626	29,077
のれん償却	996	996
繰延税金負債合計	19,623	30,074
繰延税金資産の純額	189,945	195,579

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	64,896千円	80,582千円
固定資産 - 繰延税金資産	125,049千円	114,997千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費	3.4	3.0
住民税均等割	0.6	0.5
評価性引当額の増減	9.8	
その他	0.9	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.7	40.8

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月

1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社連結グループは同一セグメントに属するイベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びそれに付帯する業務を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社博報堂	2,699,873	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	1,480,340	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通テック	1,305,522	イベントの企画・制作・運営・演出

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社博報堂	2,424,797	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	1,425,229	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通テック	1,256,010	イベントの企画・制作・運営・演出

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	463円29銭	511円64銭
1株当たり当期純利益	37円64銭	57円79銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円 銭	57円56銭

- (注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
当期純利益(千円)	428,992	638,336
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	428,992	638,336
普通株式の期中平均株式数(株)	11,396,635	11,045,575

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		43,714
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年9月24日開催の第28回定時株主総会決議に基づく新株予約権 300個(30,000株) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づく新株予約権 2,263個(226,300株) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づく新株予約権 200個(20,000株) 平成20年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づく新株予約権 300個(30,000株) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づく新株予約権 2,000個(200,000株)	平成16年9月24日開催の第28回定時株主総会決議に基づく新株予約権 300個(30,000株) 平成17年9月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づく新株予約権 2,139個(213,900株) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づく新株予約権 2,000個(200,000株) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づく新株予約権 1,520個(152,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	840,000	840,000	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務		974		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		2,922		平成27年～平成30年
その他有利子負債				
計	840,000	843,896		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	974	974	974	

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,349,766	6,599,324	9,618,908	12,188,866
税金等調整前 四半期(当期)純利 益金額 (千円)	153,404	618,460	791,385	1,078,282
四半期(当期)純利 益金額 (千円)	89,451	366,587	460,230	638,336
1株当たり 四半期(当期)純利 益金額 (円)	7.99	33.04	41.60	57.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	7.99	25.20	8.52	16.20

連結会計年度終了後の状況
特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 6月30日)	当事業年度 (平成26年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,264,436	1,951,250
受取手形	2 311,044	2 599,613
売掛金	1,673,906	1,324,091
未成業務支出金	153,213	285,544
未収入金	1 2,529,600	1 3,028,557
前払費用	33,426	31,190
繰延税金資産	55,040	67,740
その他	10,680	9,877
流動資産合計	7,031,348	7,297,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	90,146	90,484
減価償却累計額	51,538	56,829
建物（純額）	38,607	33,654
工具、器具及び備品	155,944	172,744
減価償却累計額	141,346	151,985
工具、器具及び備品（純額）	14,597	20,758
リース資産	-	4,639
減価償却累計額	-	927
リース資産（純額）	-	3,711
土地	6,027	6,027
有形固定資産合計	59,232	64,152
無形固定資産		
電話加入権	2,652	2,652
ソフトウェア	17,679	10,127
のれん	7,000	2,800
無形固定資産合計	27,332	15,580
投資その他の資産		
投資有価証券	581,982	613,964
関係会社株式	150,000	150,000
会員権	4,310	4,310
保険積立金	328,894	257,612
繰延税金資産	117,161	107,100
敷金及び保証金	219,597	148,413
投資その他の資産合計	1,401,945	1,281,402
固定資産合計	1,488,511	1,361,134
資産合計	8,519,859	8,659,000

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 6月30日)	当事業年度 (平成26年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,257,536	988,857
関係会社買掛金	360,154	156,448
短期借入金	3 840,000	3 840,000
リース債務	-	974
未払金	205,284	226,928
未払法人税等	164,258	241,582
未払消費税等	17,203	21,777
未払費用	130,102	145,879
未成業務受入金	46,152	211,265
預り金	22,901	14,231
仮受金	39,690	-
賞与引当金	12,477	14,867
流動負債合計	3,095,761	2,862,814
固定負債		
退職給付引当金	163,336	173,620
役員退職慰労引当金	134,786	144,361
リース債務	-	2,922
その他	2,300	5,829
固定負債合計	300,422	326,734
負債合計	3,396,184	3,189,548
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金		
資本準備金	1,027,376	1,027,376
資本剰余金合計	1,027,376	1,027,376
利益剰余金		
利益準備金	22,845	22,845
その他利益剰余金		
別途積立金	3,200,000	3,200,000
繰越利益剰余金	396,362	708,240
利益剰余金合計	3,619,207	3,931,085
自己株式	470,644	470,644
株主資本合計	5,124,934	5,436,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,360	60,892
土地再評価差額金	46,614	46,614
評価・換算差額等合計	7,253	14,278
新株予約権	5,994	18,361
純資産合計	5,123,674	5,469,451
負債純資産合計	8,519,859	8,659,000

【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
売上高	11,785,589	11,642,615
売上原価	1 10,449,761	1 10,151,499
売上総利益	1,335,828	1,491,115
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	14,114	13,431
役員報酬	201,450	180,000
給料	74,688	77,584
役員賞与	27,479	62,873
賞与	14,781	29,146
賞与引当金繰入額	1,544	1,618
退職給付費用	2,989	3,516
役員退職慰労引当金繰入額	9,575	9,575
法定福利費	29,781	32,805
交際費	36,586	40,665
旅費及び交通費	17,007	16,359
減価償却費	5,647	5,583
賃借料	32,283	26,759
通信費	6,726	8,458
消耗品費	8,959	8,495
支払手数料	125,715	91,612
その他	106,403	93,862
販売費及び一般管理費合計	715,734	702,347
営業利益	620,093	788,768
営業外収益		
受取利息	7	2
受取配当金	1 136,003	1 136,871
有価証券利息	3,540	3,540
業務受託手数料	1 1,800	1 1,800
保険事務手数料	365	393
雑収入	9,872	4,788
営業外収益合計	151,588	147,396
営業外費用		
支払利息	5,646	5,453
売上債権売却損	2,269	2,640
雑損失	115	612
営業外費用合計	8,030	8,705
経常利益	763,651	927,459

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
特別利益		
保険解約返戻金	-	5,024
仮受金取崩益	-	2 37,800
役員退職慰労引当金戻入額	46,695	-
特別利益合計	46,695	42,824
特別損失		
会員権評価損	4,100	-
特別損失合計	4,100	-
税引前当期純利益	806,246	970,283
法人税、住民税及び事業税	234,500	358,000
法人税等調整額	146,788	13,089
法人税等合計	381,288	344,910
当期純利益	424,958	625,373

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)		当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	233,167	2.2	307,421	3.0
外注費		8,824,569	85.2	8,690,567	84.5
労務費		822,644	8.0	853,199	8.3
経費		473,554	4.6	432,642	4.2
当期総製造費用		10,353,935	100.0	10,283,830	100.0
期首未成業務支出金		249,038		153,213	
計		10,602,974		10,437,044	
期末未成業務支出金		153,213		285,544	
当期売上原価		10,449,761		10,151,499	

前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
---	---

1 経費の主な内訳

旅費及び交通費	80,199千円	60,928千円
会議費	6,267千円	6,771千円
賃借料	225,702千円	205,571千円

2 原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,100,000	447,496	3,570,341
当期変動額							
別途積立金の積立					100,000	100,000	
剰余金の配当						376,093	376,093
当期純利益						424,958	424,958
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計					100,000	51,134	48,865
当期末残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,200,000	396,362	3,619,207

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	470,279	5,076,434	4,500	46,614	42,114	1,582	5,035,902
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		376,093					376,093
当期純利益		424,958					424,958
自己株式の取得	365	365					365
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			34,860		34,860	4,412	39,272
当期変動額合計	365	48,500	34,860		34,860	4,412	87,772
当期末残高	470,644	5,124,934	39,360	46,614	7,253	5,994	5,123,674

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,200,000	396,362	3,619,207
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当						313,495	313,495
当期純利益						625,373	625,373
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計						311,878	311,878
当期末残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,200,000	708,240	3,931,085

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	470,644	5,124,934	39,360	46,614	7,253	5,994	5,123,674
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		313,495					313,495
当期純利益		625,373					625,373
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			21,532		21,532	12,366	33,899
当期変動額合計		311,878	21,532		21,532	12,366	345,777
当期末残高	470,644	5,436,812	60,892	46,614	14,278	18,361	5,469,451

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

原価法

ロ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ハ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化の改正に伴い、注記要件が変更されたものに係る表示方法の変更)

- ・財務諸表等規則様式第十一号(記載上の注意6)により、財務諸表等規則第121条第1項2号に定める有形固定

資産明細表において、特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正を行った際に生じた再評価差額等は、これまでの、増減があった場合に記載する「当期増加額」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」及び「当期末残高」の欄に内書(括弧書)する方法に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
未収入金	2,437,429千円	2,955,843千円

2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
受取手形	40,281千円	千円

3 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,650,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	840,000千円	840,000千円
差引額	1,810,000千円	1,810,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
外注費	1,296,185千円	1,377,076千円
受取配当金	127,577千円	128,438千円
業務受託手数料	1,800千円	1,800千円

- 2 平成24年11月に判明した不適切な会計処理の調査過程において発見され、仮受金として計上しておりました37,800千円の不明入金につきまして、一定期間が経過し今後返還請求がなされる可能性が低いと判断し、特別利益として計上いたしました。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
関係会社株式	150,000千円	150,000千円
計	150,000千円	150,000千円

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	18,640千円	18,640千円
投資有価証券評価損	22,535	11,748
賞与引当金	4,741	5,292
役員退職慰労引当金	50,021	51,392
未払事業税	12,985	18,377
退職給付引当金	58,147	61,808
未払賞与	29,094	35,093
過年度調整額	82,156	
その他	20,637	27,540
繰延税金資産小計	298,961	229,893
評価性引当額	107,134	24,978
繰延税金資産合計	191,826	204,915
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18,626	29,077
のれん償却	996	996
繰延税金負債合計	19,623	30,074
繰延税金資産の純額	172,202	174,841

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	55,040千円	67,740千円
固定資産 - 繰延税金資産	117,161千円	107,100千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費	3.6	3.1
受取配当金	6.2	5.2
住民税均等割	0.6	0.5
評価性引当額の増減	11.1	
その他	0.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.3	35.6

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月

1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	90,146	778	440	90,484	56,829	5,480	33,654
工具、器具及び備品	155,944	16,799		172,744	151,985	10,638	20,758
リース資産		4,639		4,639	927	927	3,711
土地	6,027 (46,614)			6,027 (46,614)			6,027
有形固定資産計	252,118 (46,614)	22,217	440	273,895 (46,614)	209,743	17,046	64,152
無形固定資産							
電話加入権	2,652			2,652			2,652
ソフトウェア	114,867	2,450		117,317	107,189	10,002	10,127
のれん	21,000			21,000	18,200	4,200	2,800
無形固定資産計	138,520	2,450		140,970	125,389	14,202	15,580
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

(注)「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」に基づき土地の再評価を行った土地再評価差額金であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	12,477	14,867	12,477		14,867
役員退職慰労引当金	134,786	9,575			144,361

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	12月31日 6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 http://www.tow.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法による)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第37期(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)平成25年9月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第37期(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)平成25年9月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第38期第1四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月14日関東財務局長に提出

第38期第2四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日関東財務局長に提出

第38期第3四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)平成26年5月15日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月26日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成25年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年9月25日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テー・オー・ダブリューの平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社テー・オー・ダブリューが平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月26日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリューの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年9月25日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。